

令和4年度鳥取県原子力防災訓練実施要領

目次

1. (全般) 実施要領	1
2. 本部等運営訓練(初動対応訓練) 実施要領	3
3. 緊急時モニタリング訓練実施要領	5
4. 広報・情報伝達訓練実施要領	7
5. 住民避難訓練(避難行動要支援者等避難含む) 実施要領	9
6. 避難退域時検査訓練実施要領	10
7. 避難支援ポイント設置・運営訓練実施要領	11
7. 避難行動要支援者避難訓練(障がい者) 実施要領	12
8. 原子力災害医療活動訓練(鳥取大学医学部附属病院) 実施要領	14
9. 原子力災害医療活動訓練(安定ヨウ素剤) 実施要領	16
10. 避難誘導・交通規制等措置訓練実施要領	17
11. 原子力防災講座等実施要領	18
12. 学校等の避難訓練実施要領	19
13. 米子市原子力防災訓練実施要領	21
14. 境港市原子力防災訓練実施要領	22

令和4年度鳥取県原子力防災訓練 (島根原子力発電所対応) 実施要領

1 目的

原子力防災対策について、避難の実効性確認と練度の維持向上を図ることを目的として鳥取県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

また、本訓練（鳥取県等との合同訓練）で得られた成果等に基づく「島根地域の緊急時対応」の検証のほか、地域防災計画及び避難計画を修正し、計画の深化と避難のさらなる実効性向上を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 災害対策本部の対応検証
- (2) 避難行動要支援者の避難手順の検証
- (3) 避難円滑化に係る手段の検証

3 実施日時

令和4年11月 7日(月) 8:30～12:00(予定)

11月12日(土) 8:30～12:00(予定)

※訓練により時間は異なる。

4 実施場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、避難退域時検査会場、西部総合事務所、原子力環境センター（県モニタリング本部）、中国電力株式会社島根原子力発電所、その他関係機関等

5 実施機関等

(1) 実施機関

鳥取県、米子市、境港市、実動組織、原子力防災機関、中国電力株式会社等

(2) 訓練参加(予定)者数

19機関 約500名

6 訓練内容

- (1) 本部等運営訓練（初動対応訓練）及び本部等運営訓練に連動する訓練については、基本的に鳥取県と同一想定で実施する。その他の訓練については、別想定（時間）で実施する。 ※鳥根原子力発電所事故想定は全て共通。

【訓練項目(予定)】

- ア 本部等運営訓練（初動対応訓練）
- イ 緊急時モニタリング訓練
- ウ 広報・情報伝達訓練（道路情報表示訓練を含む）
- エ 住民避難訓練（避難行動要支援者を含む）
- オ 避難退域時検査等訓練
- カ 避難支援ポイント設置・運営訓練実施要領
- キ 避難行動要支援者避難訓練（障がい者）
- ク 原子力災害医療活動訓練（鳥取大学医学部附属病院）
- ケ 原子力災害医療活動訓練（安定ヨウ素剤）

- コ 避難誘導・交通規制等措置訓練
- サ 原子力防災講座
- シ 学校等の避難訓練

※訓練内容の詳細については、各訓練実施要領による。

- (2) 8月9日(火)に船舶による避難訓練、9月25日(日)に県営広域避難所開設訓練を実施(鳥取県単独機能別訓練)

7 訓練編成

各訓練実施要領による。

8 訓練評価等

(1) 訓練評価

第三者による訓練の評価を実施する。

また、訓練参加者に対するアンケートを実施する。

(2) 訓練のふりかえり

訓練終了後、訓練全体及び機能別訓練のふりかえりを行い、教訓を抽出する。

9 訓練の中止

- (1) 訓練は状況により全部又は一部を中止する場合がある。

(2) 訓練中止の判断基準

ア 訓練は晴雨にかかわらず実施するが、鳥取県内において、以下に示すような危機管理上の重大な事案が発生あるいは発生が予想される場合は、訓練の中止を判断する。

- ・ 県内で大規模事故及び警報以上の気象警報等が発令された場合
- ・ 防災機関が、災害による警戒体制以上の配備を必要とする場合
- ・ 震度5弱以上の地震の発生
- ・ その他危機管理事案発生等により開催できない場合

イ その他危機管理局長が中止と判断する場合

(3) 訓練中止の判断時期

ア 訓練開始前

訓練当日6:00までに判断し、中止の場合はすみやかに伝達する。

イ 訓練開始後

その都度判断し、各機関の異常の有無を確認する。

(4) 訓練中止の伝達

ア 方針

あらかじめ伝達準備を整え、中止の決定があった場合は、伝達の漏れなく、迅速かつ的確に伝達する。

イ 伝達の責任

危機管理局(原子力安全対策課)から緊急時連絡系統図に基づき、それぞれの訓練の参加機関に伝達する。

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

10 安全管理

- (1) 訓練の実施にあたっては安全管理体制を徹底し、訓練中における事故の発生防止を図る。

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底する。

本部等運営訓練（初動対応訓練）実施要領

1 目的

島根県と合同で、島根原子力発電所における警戒事象発生及び施設敷地緊急事態、全面緊急事態への進展時における島根県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 避難車両手配の手順の検討
- (2) 避難円滑化に係る手段の検証

3 実施日時

令和4年11月7日（月）8：30～12：00

4 実施場所

鳥取県庁、西部総合事務所、原子力環境センター、米子市役所、境港市役所 等

5 実施機関等

- (1) 実施機関
鳥取県、米子市、境港市、原子力防災関係機関、中国電力株式会社 等
- (2) 訓練参加（予定）者数
約90名

6 訓練内容

(1) 訓練全般シナリオ

島根原子力発電所において警戒事態（AL）から施設敷地緊急事態（SE）、全面緊急事態（GE）に至る事象が発生したため、初動対応及び事態の進展に応じた原子力災害時における災害対策本部運営を行う。また、防護措置等について関係機関とTV会議を開催し、情報の共有を図る。

なお、シナリオについては、島根県と同一想定の中で実施する。

(2) 訓練の進め方

コントローラーからの指示及び状況付与に基づき、訓練実施部間の情報伝達、調整等により進行する。

(3) 訓練実施項目

ア 災害対策本部会議の運営

事態進展に応じた各防災機関における対応の手順の確認と、関係機関との通信連絡訓練を行う。

イ TV会議等の実施

主要段階において、関係機関間のTV会議を開催する。

ウ 現地災害対策本部の運営

現地災害対策本部（西部総合事務所）の運営と災害対策本部との連携確認を行う。

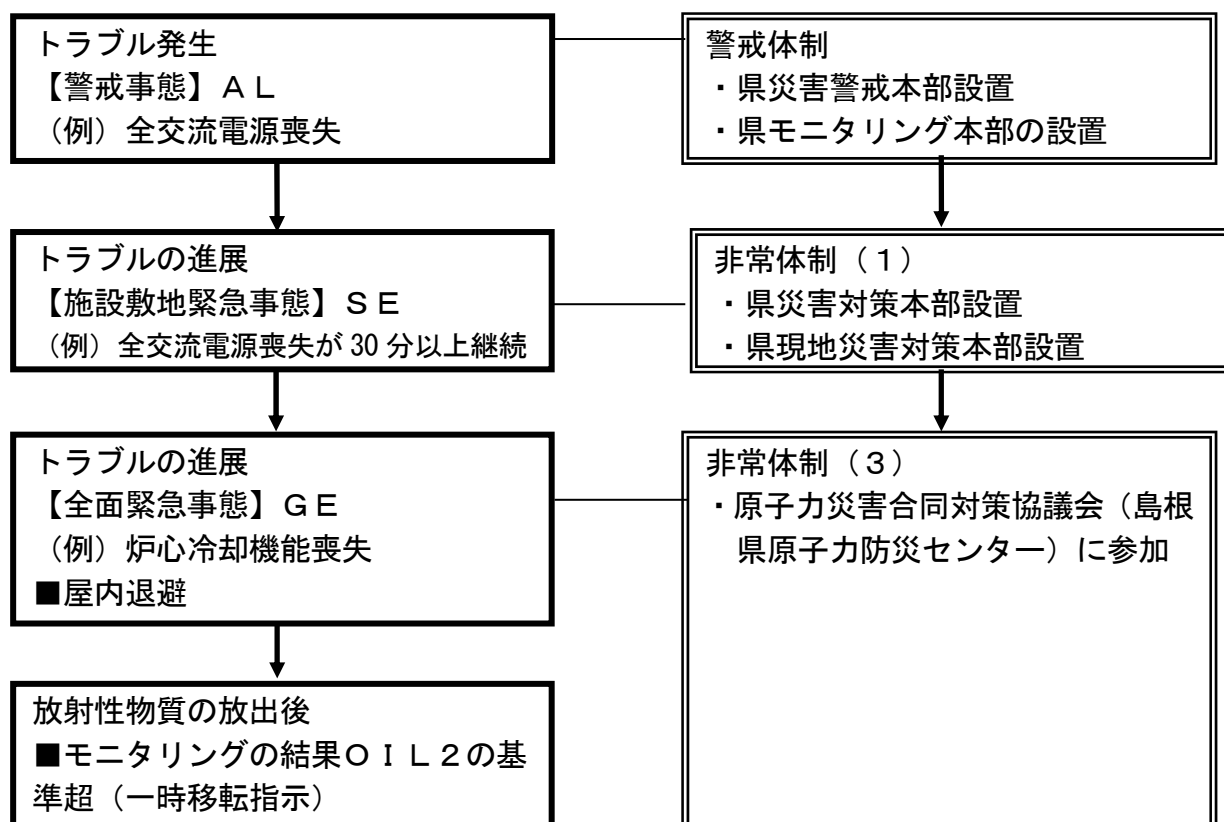
【参考】原子力災害時の体制等

体制	本部等の設置	配備の基準 (抜粋)	主な対応 (抜粋)
注意体制 (1)	情報	●注目事象	
注意体制 (2)	連絡室	●注意事象	●現地確認
警戒体制	災害警戒本部	●警戒事態 (A L)	●県モニタリング本部の設置
非常体制 (1)	災害対策本部	●知事が必要と認めた時 ●施設敷地緊急事態 (S E)	●副知事→現地災害対策本部長 (西部) ●統轄監→現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会に参加
非常体制 (2)		●知事が必要と認めた時	●消防防災課長→連絡調整要員として島根OFCへ移動
非常体制 (3)		●全面緊急事態 (G E) ●原子力緊急事態宣言 ●知事が必要と認めた時	●全職員

* 鳥取県地域防災計画 (原子力災害対策編) 原子力災害時の災害体制の基準を参照

<事象の進展>

<体制の推移>



緊急時モニタリング訓練実施要領

1 目的

緊急時モニタリング計画及び実施要領に基づき、一連の活動を実施することにより、手順の確認を行うとともに、計画及び実施要領の検証を行う。

サーベイ車による走行サーベイや現場での試料採取等のモニタリング活動を行い、機器取扱いの習熟度の維持・向上を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 緊急時モニタリング計画及び実施要領に基づく活動手順等の確認
- (2) 情報共有システム等による情報伝達手順の確認、機器取扱い習熟度の維持向上
- (3) 走行サーベイ等の機動モニタリング、放射線測定機器取扱い習熟度の維持向上

3 実施日時

令和4年11月 7日(月) 8:30～12:00 モニタリング本部運営訓練
12日(土) 8:30～12:00 実動訓練

4 実施場所

衛生環境研究所、原子力環境センター、西部総合事務所、県庁 他

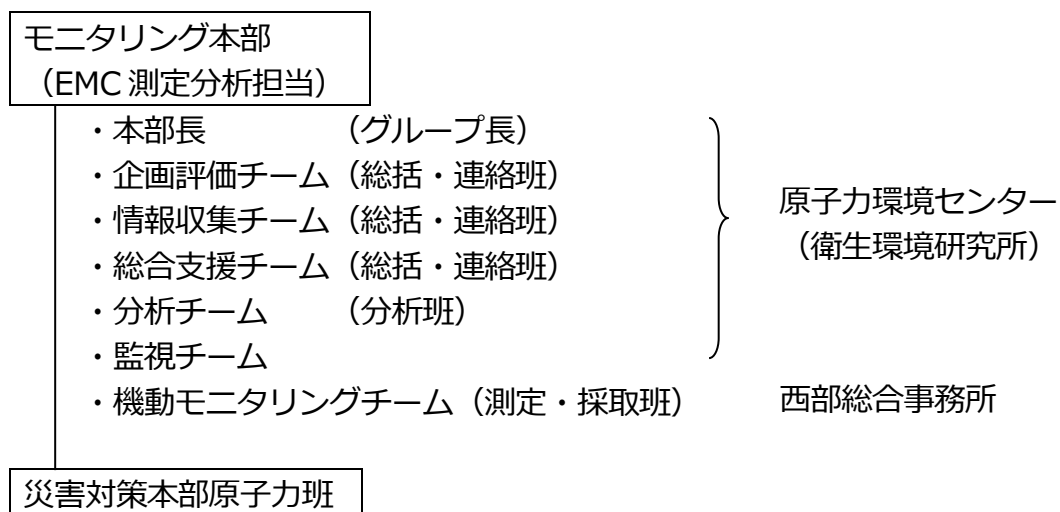
5 実施機関等

- (1) 実施機関
鳥取県
- (2) 訓練参加(予定)者数
25名(モニタリング本部運営訓練11名、実働訓練14名)

6 訓練内容

- (1) モニタリング本部運営訓練
 - ・コロナ感染症対応下におけるモニタリング本部設置・運営について検証する。
 - ・災害対策本部と防災ネットワークシステム、衛星携帯電話等の多重化された通信機器を用い、情報の伝達、報告、共有手順を確認する。
 - ・環境放射線モニタリングシステムにより空間放射線量率を監視するとともに情報を集約する。
- (2) 実動訓練
 - ・EMC測定分析担当として、モニタリング情報共有システム(RAMISES)等を用いた拠点間(総括・連絡班、測定・採取班)の情報の伝達、共有手順を確認する。
 - ・可搬型モニタリングポストの設置、走行サーベイ、モニタリング車での測定、試料採取などを行い、手順の確認、機器取り扱い習熟度の維持・向上を図る。
 - ・資機材等の養生、要員の汚染検査、個人線量計の着用により汚染管理、被ばく管理の手順確認を行う。

7 訓練編成表



8 当日のスケジュール

(1) モニタリング本部運営訓練

11/7 (月)

8:30～12:00 本部等運営訓練のシナリオに沿って実施

(2) 実動訓練

11/12 (土)

8:30～12:00 緊急時モニタリングの手順確認
(出勤～帰還・汚染検査)

広報・情報伝達訓練実施要領

1 目的

本部等運営訓練に合わせて通信連絡体制を確立し、関係機関等への円滑な情報伝達や的確な報道対応を行うとともに、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS等の独自広報及び道路情報表示板による広報を行い、関係先との情報伝達手順、放送要請や独自広報の手順等を確認することにより、鳥取県広域住民避難計画の別紙計画となる広報・情報伝達計画の検証等を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 関係機関への情報伝達
- (2) 報道機関との連絡調整
- (3) 独自広報の検証

3 実施日時

令和4年11月7日(月) 8:30~12:00

令和4年11月12日(土) 8:30~12:00

4 実施場所

鳥取県災害対策本部(鳥取県庁) 他

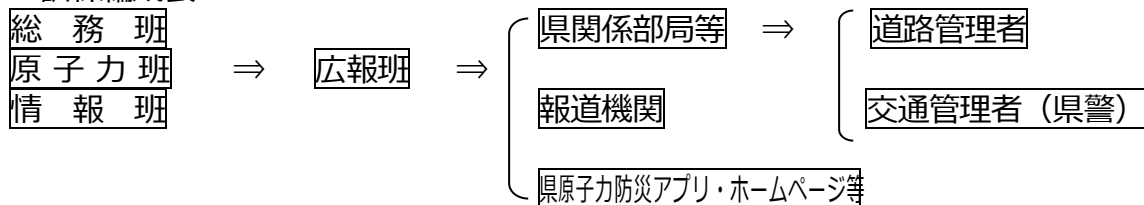
5 実施機関等

- (1) 実施機関
鳥取県、関係機関
- (2) 訓練参加予定機関
鳥取県、関係機関

6 訓練内容

- (1) 県民、一時滞在者(ビジネス・観光目的、外国人含む)等への広報
災害の概要、被害状況等について、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ(道路状況の配信など)、あんしんトリピーメール、SNS等を活用した独自広報の検証(外国人向けには分かりやすい表現・説明による広報)(訓練表示、訓練メール等)
- (2) 報道機関との連絡調整
報道提供資料を報道機関にファックス送信、事態進展速度等に応じた多様なメディアの活用(発信内容の検討・発信)
- (3) UPZ内住民等への屋内退避指示・避難指示広報
対処方針(屋内退避、避難指示等)について、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS等を活用した独自広報(訓練表示)の検証(住民避難訓練と連携)
- (4) 道路情報表示
道路管理者への各段階での情報伝達訓練(道路情報表示板(訓練表示))

7 訓練編成表



8 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
道路情報表示板（鳥取県管理）	14	
道路情報表示板（国土交通省管理）	1	
道路情報表示板（警察本部管理）	5	

9 当日のスケジュール

時間	内容	備考
1 1月7日	県民等への広報	
	報道機関との連絡調整	
1 1月12日	UPZ 内住民の避難指示広報	避難指示発出後
	道路情報表示	

住民避難訓練（避難行動要支援者等避難含む）実施要領

1 目的

様々な避難手段による住民避難訓練を実施し、鳥取県広域住民避難計画及び各細部計画の実効性をさらに向上させるとともに、原子力災害における避難行動要支援者の避難手順の確認や、参加住民の避難計画等への理解促進を図ること目的として実施。

2 主要訓練項目

- (1) 広域住民避難計画及び避難実施計画の検証
- (2) 様々な避難手段による住民避難の実施
- (3) 円滑な避難のための住民への広報・情報伝達、避難誘導の実施

3 実施日時

令和4年11月12日（土）8:30～12:00

4 実施場所

一時集結所（米子・境港市内）、避難退域時検査会場（東伯総合公園体育館）等

5 実施機関等

- (1) 実施機関
鳥取県、鳥取県警、米子市、境港市、鳥取市、北栄町、中国電力 等
- (2) 訓練参加（予定）者数
約160名

6 訓練内容

- (1) 様々な手段による避難
 - ① 住民避難
 - ア バスによる避難手順を検証
 - イ 住民の自家用車による避難手順や避難経路、避難先の確認
 - ② 避難行動要支援者の避難
福祉車両（ストレッチャー）による避難手順の確認
- (2) 住民への広報、情報伝達
緊急速報（エリア）メールや防災行政無線、道路情報板等を活用した住民への広報・情報伝達
- (3) 住民への避難誘導等
信号機遠隔制御による避難誘導や、道路監視カメラによる避難状況の把握

避難退域時検査訓練実施要領

1 目的

原子力災害時避難の状況下を想定し、避難経路上での避難退域時検査を実施し、検査手順や資機材運用方法等の確認を行う。

また、避難退域時検査用資機材の輸送から展開までの一連の手順、検査会場の運用方法を確認・検証する。

2 主要訓練項目

- (1) 車両・住民への汚染検査及び簡易除染手順の確認
- (2) 県が整備した避難退域時検査用資機材（車両用ゲートモニタ、大型車両除染 Tent）の輸送・展開、使用手順の確認
- (3) 検査会場の運用方法の検証（会場レイアウト・人員体制等）

3 実施日時

令和4年11月12日（土） 9:00～12:00

4 実施場所

避難退域時検査会場（東伯総合公園）

5 実施機関等

- (1) 実施機関
鳥取県、琴浦町、中国電力株式会社、陸上自衛隊 等
- (2) 訓練参加（予定）者数
約50名

6 訓練内容

- (1) 避難退域時検査用資機材の輸送体制の確認・展開手順の習熟
計画上の避難退域時検査会場において、車両検査、住民検査の各検査会場設営を実施
※設営にあたって感染症対策に留意
- (2) 検査手順の確認
住民避難訓練と連動して、避難退域時検査を実施し、車両用ゲートモニタ、サーベイメータ等各種資機材操作方法の習熟及び汚染検査手順の確認、大型車両除染システムや拭き取りによる簡易除染手順の確認
- (3) 動員計画に基づく検査会場の人員体制の検証、各種資機材の円滑かつ効率的な運用を行うための検査会場レイアウトの検証

避難支援ポイント設置・運営訓練実施要領

1 目的

原子力災害時において、避難住民に対する総合的な支援を行うための場（避難支援ポイント）を避難経路上の避難退域時検査会場に併設することから、その支援内容の検証と、避難支援ポイントの設置、運営の手順等を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 避難支援ポイントの設置及び運営の手順の確認
- (2) 避難退域時検査会場内の各部門や災害対策本部地方支部との連携及び情報収集・伝達・提供手順の確認
- (3) 避難住民への情報提供

3 実施日時

令和4年11月12日（土）9：00～12：00

4 実施場所

東伯総合公園体育館（琴浦町田越560）

5 実施機関等

- (1) 実施機関
鳥取県
- (2) 訓練参加（予定）者数
避難支援ポイント要員3名

6 訓練内容

- (1) 避難支援ポイント設置・運営訓練
 - ・避難退域時検査会場における避難支援ポイントの役割（情報収集・伝達・提供）の確認や設置・運営手順の確認を行い、活動を実施する上での課題点を検証・整理・改善する。
- (2) 情報収集・伝達訓練
 - ・避難支援ポイント統括が避難退域時検査会場内の各部門（住民検査担当、車両検査担当）の検査進行状況を把握し、災害対策本部地方支部（中部総合事務所）へ電話・メール等により報告を行う。
 - ・災害対策本部地方支部は、当該報告を原子力安全対策課に伝達。原子力安全対策課は課ホームページ「鳥取県の原子力防災」に訓練進行状況として掲載。これにより、情報伝達手順を確認すると共に、リアルタイムでの情報提供について検証を行う。
- (3) 避難住民への情報提供訓練
 - ・避難退域時検査会場内に「避難支援ポイント情報コーナー」を併設。当該コーナー内に避難住民にとって有用な情報（避難所先一覧、ガソリンスタンド情報等）を動的・静的に提供するほか、Wi-Fi（無線LAN）スポット等の提供を行う。

避難行動要支援者避難訓練（障がい者）実施要領

1 目的

- (1) 原子力緊急時の避難対象施設（入所施設）における避難計画の確認及び実効性の検証
- (2) 原子力緊急時における関係機関（避難元施設、県等行政機関）の連携確認
- (3) 原子力緊急時における放射線防護施設の動作確認

2 主要訓練項目

- (1) 島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画及び島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難支援センター運営マニュアルによる訓練の実施・検証（県）
- (2) 原子力災害避難計画（マニュアル）による訓練の実施・検証（施設）
- (3) 平成26年度に整備した放射線防護施設（陽圧装置）の動作確認

3 実施日時

令和4年11月12日（土）9：30～11：00

4 実施場所

障害者支援施設 光洋の里（境港市渡町2480）

5 実施機関等

- (1) 実施機関
鳥取県、境港市、社会福祉法人しらゆり会
- (2) 訓練参加（予定）者数
40名

6 訓練内容

[障害者支援施設（入所者）]

新型コロナウイルス蔓延中に配慮して、「原子力災害避難計画（マニュアル）」に基づき、施設内に限定して訓練を実施・検証する。併せて、県の避難支援体制及び情報収集等の手順について、島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画及び避難支援センター運営マニュアルに準じて訓練を実施し、マニュアルを検証する。併せて、急激に放射性物質が放出され、避難に時間がかかることを想定し、陽圧装置を作動させる。

- (1) 9時30分～9時40分 注意喚起情報の伝達〔屋内退避指示に備えた対応〕
〔対応内容〕
 - (施設) ・施設内の情報共有（原子力緊急事態の進展等）
 - ・放射性物質放出に備えた対応
 - ・避難のための職員体制の確認
 - ・屋内退避指示に備えてしておくべきことの確認
 - (県) ・避難元施設への注意喚起
 - (境港市) ・避難元施設への**注意喚起情報**の送信

(2) 9時40分～10時00分 屋内退避指示の伝達〔避難指示に備えた対応〕
〔対応内容〕

- (施設) ・入所者避難を想定した退避エリア(さざなみ)への退避誘導訓練
 - ・退避指示に備えた対応
 - ・放射線防護装置の作動

(境港市) ・屋内退避準備指示情報の送信

(3) 10時00分～10時15分

〔対応内容〕

(施設) ・県と境港市へ屋内退避完了の報告

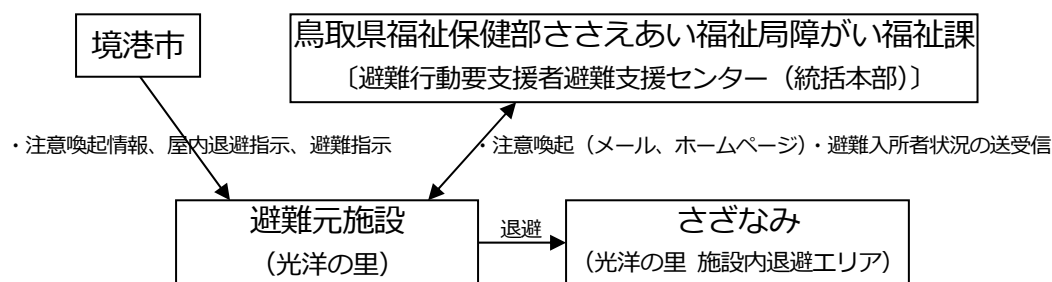
(境港市) ・屋内退避指示情報の送信

(県) ・施設からの屋内退避完了報告の受電

(4) 10時15分～11時00分 訓練振り返り、片付け

(5) 11時00分 訓練終了

7 訓練編成表



8 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
携帯電話	1	公用(障がい福祉課)
連絡網	一式	障がい福祉課、避難元施設
記録用紙	一式	障がい福祉課、避難元施設
ビブス	20枚	県危機管理局(借用)
毛布・水・介護用品他	一式	施設備蓄品
タイベックスーツ	10着	県危機管理局

原子力災害医療活動訓練（鳥取大学医学部附属病院）実施要領

1 目的

鳥根原子力発電所の事故による被災を想定し、鳥取県内の汚染傷病者を鳥取大学医学部附属病院に搬送し、線量確認や除染、その後の治療に至る一連の対応手順を確認する。併せて、原子力災害派遣医療チーム（鳥取県立中央病院）による、県内の医療救護活動の後方支援の実効性を検証する。

2 主要訓練項目

(1) 院内防護区画の設定 (2) 線量確認と除染等 (3) 医療救護活動の後方支援

3 実施日時

令和4年11月12日（土）14:30～16:00 ※事前に受入準備を実施（対応エリアの養生等）

4 実施場所

鳥取大学医学部附属病院被ばく医療施設

5 実施機関等

(1) 実施機関

鳥取大学医学部附属病院（以下「鳥大病院」と表記）、鳥取県立中央病院（以下「中央病院」と表記）

(2) 訓練参加者数（予定）

20名程度（模擬患者1名（鳥取県職員を予定））

6 訓練内容

(1) 汚染傷病者を鳥大病院で受け入れることが決定。その後、鳥大病院からの要請を受け、県から中央病院に対し、鳥大病院への原子力災害派遣チームの派遣を要請、決定。中央病院のチームは車両にて鳥大病院へ移動。（仮想で実施）

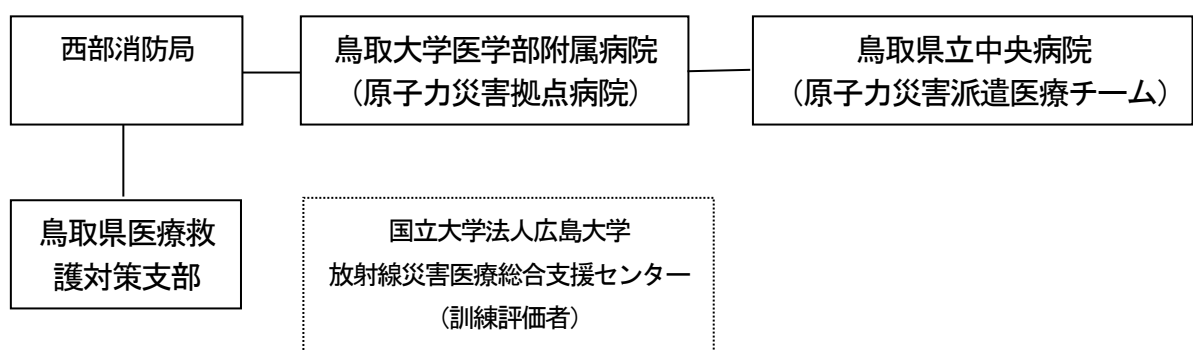
(2) 汚染傷病者を西部消防局救急車により、鳥大病院の被ばく医療施設に搬送、鳥大で受入。

(3) 病院到着後、鳥大の医療スタッフが、中病のチームと連携し傷病者の線量測定を実施。その後、汚染創傷部位の除染、内部被ばく線量の測定等を実施。

7 訓練時使用資機材等一覧表

携帯電話、連絡網、記録用紙、ストレッチャー、GM サーベイメータ、個人線量計、ポリ袋、バケツ、ポリエチレン濾紙、ラミロール、養生シート（テープ付）、生体監視モニター、輸液セット、除染用の資材（ガーゼ、洗剤、スポンジ、濃盆など）、ホワイトボード、装備一式（タイベックスーツ、マスク等）など

8 訓練編成表



9 当日のスケジュール

時 間	内 容	備 考
(14:00)	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車要請が西部消防局に入電 ・救急車移動中に受入先を調整 	(図上)
(14:15)	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車現場到着、汚染傷病者との接触 	(図上)
14:30 ～15:40	訓練開始 <ul style="list-style-type: none"> ・救急車が鳥大病院に到着 ・病院スタッフによる救急隊員のサーベイ (代表1名) ・傷病者の線量等測定 (外部・内部) 、汚染創傷部位の除染、内部被ばく線量測定、負傷箇所の治療 	
15:40～	<ul style="list-style-type: none"> ・処置完了 ・訓練振り返り 	
16:00	訓練終了	

原子力災害医療活動訓練（安定ヨウ素剤）実施要領

1 目的

住民避難訓練に合わせて、安定ヨウ素剤の緊急配布に必要な手順等の確認等を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 緊急配布指示の伝達訓練
- (2) 緊急配布に関する住民説明等訓練

3 実施日時

令和4年11月12日（土）8:30～9:30（予定）

4 実施場所

一時集結所

5 実施機関等

- (1) 実施機関
鳥取県、米子市、境港市
- (2) 協力機関
一般社団法人鳥取県薬剤師会
- (3) 訓練参加（予定）者数
5名

6 訓練内容

- (1) 緊急配布指示の伝達訓練
原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の配布等の指示があった場合における伝達訓練を実施する。
- (2) 緊急配布に関する住民説明等訓練
一時集結所において、安定ヨウ素剤の説明等を実施する。

7 訓練編成表

	県医療・保険課	米子市・境港市	薬剤師会
緊急配布指示の伝達訓練	指示伝達 ⇒両市、薬剤師会	受理	受理 ⇒担当薬局（一時集結所支援依頼）
緊急配布に関する住民説明等訓練	※立会 （一時集結所）	説明等 （一時集結所）	説明等 （一時集結所）

8 訓練時使用資機材等一覧表

安定ヨウ素剤説明資料等

9 当日のスケジュール（予定）

- 8:30～ 安定ヨウ素剤の配布等の指示を受け、両市に配布指示の確認、薬剤師会に一時集結所の支援を依頼。
- 8:30～9:30 一時集結所で安定ヨウ素剤に関する説明、資料配布等を行う。

避難誘導・交通規制等措置訓練実施要領

1 目的

原子力災害発生時における住民の避難等を円滑に実施するため

2 主要訓練項目

- (1) 災害警備本部等設置運営訓練
- (2) 避難誘導・交通規制訓練
- (3) 交通検問所設置等訓練

3 実施日

令和4年11月 7日(月) 8:30から12:00

令和4年11月12日(土) 8:30から12:00

4 実施場所

避難訓練実施区域周辺、避難ルート、避難退域時検査会場及び西日本高速道路株式会社中国支社等

5 実施機関等

(1) 実施機関

鳥取県警察本部、琴浦大山警察署、米子警察署、境港警察署、中国四国管区警察局鳥取県情報通信部

(2) 訓練参加(予定)者数

令和4年11月 7日(月) 14名

令和4年11月12日(土) 43名

6 訓練内容

(1) 災害警備本部等設置運営訓練

警察本部及び関係警察署に原子力災害警備本部を設置するとともに、琴浦大山警察署内に実動組織現地合同調整所の設置に向けた機器立ち上げを行う。また、避難退域時検査会場に現地指揮所を設置し、県、市町村と情報共有を図りつつ、避難車両の交通誘導状況等の映像伝送、無線通信訓練等を実施

(2) 住民避難誘導等訓練

関係警察署員により避難広報、パトカーによる避難車両の先導、避難所等の警戒活動を実施

(3) 広報・情報伝達訓練

- ・ 交通管制センターの交通情報板を利用した広報・情報伝達訓練
- ・ 信号機の遠隔制御に向けた情報伝達及び動作確認

(4) 交通検問所設置等訓練

緊急交通路が指定されたとの想定の下、模擬交通検問所を設置し、車両の選別、誘導及び緊急通行車両の確認手続き訓練を実施

(5) 渋滞解消のための誘導等

ポイント交差点における交通規制、迂回誘導を実施

原子力防災講座等実施要領

1 目 的

島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練（住民避難・避難退域時検査）を行うにあたって、参加住民に対して原子力防災や放射線等についての知識・理解をより一層深めていただくとともに、講座等を通じて、原子力災害時における適切な対応を住民自らが考えていただく機会を提供し、原子力防災に対する意識と理解度の一層の向上を図り、より効果的な原子力防災訓練にすることを目的とする。

2 主要訓練項目

原子力防災講座（講演・訓練概要説明）を通じた知識・理解の深化

3 実施日時・場所

	日	時	会 場
境港市	10月27日(木)	19:00~20:30	余子公民館(境港市竹内町393番地2)
	10月28日(金)	15:00~16:30	同 上
米子市	10月29日(土)	10:00~11:30	河崎公民館(米子市河崎2620)

4 参加者

調整中（訓練参加住民を対象）

5 講座内容（予定）

（1）原子力防災に係る講演

- ア 身の回りの放射線
- イ 放射線と放射能
- ウ 放射能、放射線の単位
- エ 放射線の人体へ影響
- オ 防護措置について

（2）原子力訓練・避難計画の概要説明

- ア 各市が実施する原子力防災訓練について
- イ 各市の避難計画について
- ウ 鳥取県原子力防災訓練について

学校等の避難訓練実施要領

1 目的

学校、幼稚園等（以下「学校等」）での緊急時の通信連絡手順、屋内退避及び避難手順を確認し、原子力災害発生時における児童生徒等の安全確保対策の円滑な実施を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 通信訓練
- (2) 屋内退避訓練
- (3) 児童生徒等の保護者への引き渡し訓練

3 実施日時 令和4年6月～令和5年2月

4 実施場所 UPZ 圏内の各学校等

5 実施機関等 UPZ 圏内の各学校等

各学校等が個別に策定した避難計画に基づいて訓練を行うことで、原子力災害が発生した際の校（園）内における対応手順、役割分担など全体の流れを具体的に把握し、実施後に検証を行う。

6 訓練内容

(1) 通信連絡訓練

緊急時における各学校等と関係機関との通信連絡訓練を行う。

(2) 屋内退避訓練

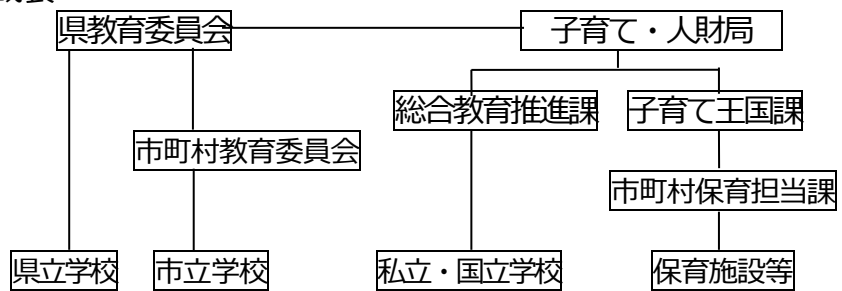
災害発生を想定し、屋内への退避行動の実施、安否確認の実施等について訓練を行い、手順等の確認を行う。

(3) 児童生徒等の保護者への引き渡し訓練

児童生徒等を保護者に引き渡す訓練を行い、保護者への連絡・引き渡し手順等について確認を行う。

実施時期	県立学校	境港市・米子市立学校等	米子北斗中・高等学校 米子工業高等専門学校	保育施設等（私立幼稚園・認定こども園・保育所等）
6月～ 2月	<p>■通信連絡訓練 学校と県教委で緊急時の通信訓練を行う。</p> <p>■屋内退避訓練及び引き渡し訓練 ○境高等学校 屋内退避訓練を行う。 ○境港総合技術高等学校 地域と連携した屋内退避訓練を行う。</p>	<p>■米子市 各学校が実態に合った屋内退避訓練及び引き渡し訓練を行う。</p> <p>■境港市 各学校が実態に合った屋内退避訓練等を行う。</p>	<p>■通信連絡訓練 総合教育推進課と各学校との間で通信連絡訓練を行う。</p> <p>■屋内退避訓練及び引き渡し訓練 各学校が実態に合った訓練を行う。</p>	<p>■通信連絡訓練 子育て王国課は、米子市・境港市保育担当課を経由して、保育施設等との間で通信連絡訓練を行う。</p> <p>■屋内退避訓練及び引き渡し訓練 各園等が実態に合った訓練を行う。</p>

7 訓練編成表



令和4年度米子市原子力防災訓練実施要領

1 目的

島根原子力発電所で事故が発生し、全面緊急事態に進展した際の災害対策本部における対応要領及び各関係機関との連携要領を検証する。

新型コロナウイルス等の感染症流行下を想定した住民避難の一連の流れを検証し、課題の抽出や職員の対応要領の習熟、避難要領の住民周知を図るほか、自家用車を用いた避難を行い、実際の避難所までの経路を確認するなど、実践的な訓練を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 原子力災害発生時の災害対策本部における初動対応
- (2) 感染症流行下を想定した一時集結所の運営
- (3) 自家用車を用いた実際の避難所確認及び避難経路確認を含む住民避難

3 実施日時

- (1) 初動対応訓練 令和4年11月 7日(月) 8:30~12:00
- (2) 住民避難訓練 令和4年11月12日(土) 8:30~12:50

4 実施場所

- (1) 初動対応訓練：米子市役所
- (2) 住民避難訓練：河崎公民館、東伯総合公園体育館、大栄体育館等

5 実施機関等

- (1) 実施機関
鳥取県、米子市、河崎地区自治連合会、鳥取県警察等
- (2) 訓練参加者数
約70名(うち住民参加者約35名)

6 訓練内容

- (1) 初動対応訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 広報伝達訓練：防災行政無線、緊急速報メール等による広報を実施
- (4) 住民避難訓練：自家用車及びバスを用いた住民避難訓練を実施
- (5) 一時集結所運営訓練：感染症流行下を想定した運営訓練を実施
- (6) 安定ヨウ素剤配布・服用訓練
- (7) 避難退域時検査体験

令和4年度境港市原子力防災訓練実施要領

1 目的

原子力災害時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、より実態に即した住民避難訓練を実施し、境港市広域住民避難計画等の検証と実効性の継続的向上を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

- (1) 避難実施状況の情報収集及び住民への情報発信機能の検証
ア 緊急速報（エリア）メール及び各種情報発信機能の活用
- (2) 避難行動要支援者避難に係る検証
- (3) 実動機関との連携
- (4) 住民等へのわかりやすい広報の実施

3 実施日時

初動対応訓練等 11月 7日（月） 8：30～12：00

住民避難訓練等 11月12日（土） 8：30～14：00

※訓練により時間は異なる。

4 実施場所

一時集結所（余子、誠道、中浜地区）、安定ヨウ素剤服用訓練（旧誠道小学校）、幼保施設、福祉施設、避難退域時検査会場（東伯総合公園）、避難所（鳥取市立中ノ郷小学校）等

5 参加（予定）機関等

- (1) 訓練参加（予定）機関
訓練項目ごとに設定する。
- (2) 訓練参加（予定）者数
訓練項目ごとに設定する。

6 訓練内容（詳細は各訓練の実施要領に記載）

- (1) 災害対策本部等運営訓練
- (2) 住民避難訓練
- (3) 安定ヨウ素剤服用訓練
- (4) 幼稚園・保育園等の避難等訓練
- (5) 障がい者支援施設避難等訓練
- (6) 福祉車両による避難行動要支援者の避難訓練